

中学校教諭・高等学校教諭
一種免許状

【教育の基礎的理解に関する科目等の一覧（中・高）】

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目			
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	配当年次	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育の思想と歴史 人間形成論	2 2	1年次 2年次	1科目 選択必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職論	2	1年次	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学 教育と社会 教育の法と制度	2 2 2	1年次 1年次 1年次	1科目 選択必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学	2	1年次	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別支援教育概論	2	2年次	必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	2	2年次	必修
教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	●道徳教育論	2	2年次	中免のみ必修 ※高免には算入不可
	総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	2	2年次	必修
	特別活動の指導法		○特別活動論	2	2年次	必修
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育方法学 授業実践論	2 2	2年次 2年次	必修 選択
	生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	2	2年次	必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		学校教育相談 教育相談論	2 2	2年次 2年次	1科目選択必修
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	○教育実習指導 教育実習A 教育実習B	1 4 2	4年次 4年次 4年次	必修 中免必修 高免はABいずれか選択必修
	教職実践演習	2	○教職実践演習（中・高）	2	4年次	必修

※1 ○印は中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状の必修科目。

※2 ●印は中学校教諭一種免許状の必修科目。高等学校教諭一種免許状の取得に際しては、単位数に算入されない。

※3 中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方の免許状を取得する場合は、「教育実習A」（4単位）を修得する。高等学校教諭一種免許状の取得に際しては、「教育実践に関する科目」に2単位、「大学が独自に設定する科目」に残りの2単位が算入される。

※4 高等学校教諭一種免許状（工業）については、当分の間、「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって代えることができる（「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目は修得が必要）。（教育職員免許法施行規則第5条備考6）

この場合は、教員免許担当窓口までお問い合わせください。

※5 2つ以上の免許状を取得する場合、共通の科目は、一度修得すればそれぞれの単位として算入される。

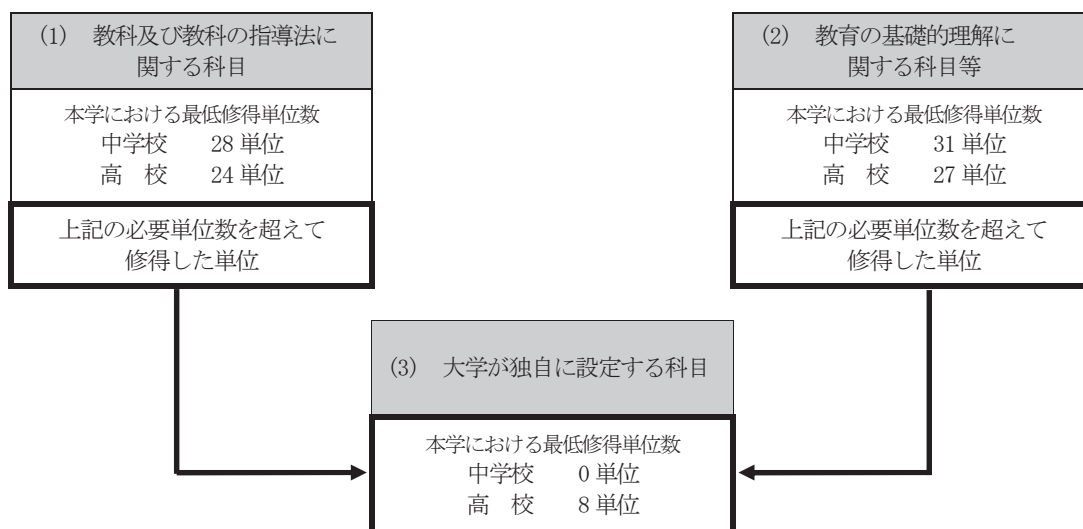
※6 CAP 制の適用については、「Ⅶ 「資格科目」のCAP 制適用について」を参照すること。

(3) 「大学が独自に設定する科目」

「大学が独自に設定する科目」は、「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、最低修得単位数を超えて修得した単位を算入します。

本学における最低修得単位数は、**高等学校教諭一種免許状で8単位**です。

また、「大学が独自に設定する科目」を利用して自分の得意分野をつくることができます。例えば教育基礎理論や授業構成に強い教員を目指したい場合は、「教育の基礎的理解に関する科目等」を多く修得し、教科内容の専門性や指導力を高めたい場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」を多く修得することが考えられます。但し、「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目数は多くないため、「教科及び教科の指導法に関する科目」を中心に単位を修得してください。



(4) 「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」

「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」は、教員としての基礎理解を学ぶための科目です。本学における最低修得単位数は、**中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状共に 12 単位**です。

施行規則に定める科目区分等	本学で開設する授業科目		
	授 業 科 目	単位数	備考
日本国憲法	憲法	2	「憲法」2 単位もしくは「憲法 I」「憲法 II」を合わせて 4 単位いずれか 選択必修
	憲法 I	2	
	憲法 II	2	
体育	健康・スポーツ科学概論	2	4 単位 必修 1 科目選択必修
	健康・スポーツ科学演習 I	2	
	健康・スポーツ科学演習 II	2	
外国語コミュニケーション	Academic English III	2	必修
	Academic English IV	2	
情報機器の操作	情報基礎（情報社会と情報倫理を含む。）	2	必修

※1 「憲法 I」「憲法 II」は、現代システム科学域専門科目。その他の科目は高等教育推進機構開設科目（すべて CAP 制の対象）。

※2 「憲法 I」「憲法 II」を履修する場合は合わせて 4 単位の修得が必要。

(5) 履修することが望ましい科目

履修することが望ましい科目に「人権問題論 A、B」、「バリアフリー論」が挙げられます。

各学域・学類の
「教科及び教科の指導法に関する科目」の
一覧

現代システム科学域

知識情報システム学類

高校一種(情報)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目						
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数	
教科及び教科の 指導法に関する科目	情報社会・ 情報倫理	24	○ 情報基礎(情報社会と情報倫理を含む。)	2	情報技術と企業活動	2		26	
			○ 情報セキュリティ	2	—	—			
	コンピュータ・ 情報処理 (実習を含む。)		○ プログラミング入門	2	経営情報分析	2			
			○ コンピュータアーキテクチャ	2	教育情報学	2			
			アルゴリズムとデータ構造	2	○ 知識情報システム学演習Ⅰ	2			
			オペレーティングシステム	2	○ 知識情報システム学演習Ⅱ	2			
	データマイニング		2	—	—				
情報システム (実習を含む。)	○ データベースと情報検索	2	教育情報システム	2					
	知識情報システムの企画・計画	2	○ 知識情報システム学演習Ⅲ	2					
	知識情報システムの開発・運営	2	—	—					
情報通信 ネットワーク (実習を含む。)	○ 情報ネットワーク	2	Webサービスデザイン	2					
	情報システム構成論	2	—	—					
マルチメディア表現・ マルチメディア技術 (実習を含む。)	○ マルチメディア情報処理	2	ヒューマンコンピュータ インタラクション	2					
情報と職業	○ 情報と職業	2	—	—					
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 情報科教育法A	2	○ 情報科教育法B	2					

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、26単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。

環境システム学類

中学校一種(社会)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的事項	28	○ 日本史概説	2	個人創造の思想史	2		28
			○ 外国史	2	東洋の歴史環境	2		
			日本の歴史環境	2	東洋文化史	2		
			日本近代の社会の歴史	2	西洋文化史	2		
			日本経済史Ⅰ	2	学校教育史	2		
			日本経済史Ⅱ	2	—	—		
			○ 地理学基礎	2	都市と経済の地理学	2		
			○ 地域研究	2	文化と景観	2		
			自然地理学	2	比較地域論	2		
			○ 政治学	2	憲法Ⅰ	2		
法律学入門	2	憲法Ⅱ	2					
教育福祉と政治	2	国際法と共生社会	2					
○ 社会学	2	現代の社会問題と社会運動	2					
異文化の理解	2	ジェンダーと社会	2					
環境社会学	2	ミクロ経済学入門Ⅰ	2					
応用環境社会学	2	マクロ経済学入門	2					
公共性の社会学	2	経済政策入門	2					
文化と共生	2	地域経済学	2					
共生文化論入門	2	共生社会とジェンダー	2					
共生社会とアイデンティティ	2	政治社会学	2					
○ 倫理学	2	社会構想の文化史	2					
環境哲学・倫理学	2	都市文化論	2					
環境哲学と現代社会	2	マイノリティと文化システム	2					
現代社会と人間	2	共生の思想	2					
現代の社会思想	2	文化と宗教	2					
多文化共生の思想	2	共生社会と宗教	2					
○ 社会科教育法(地歴分野)A	2	○ 社会科教育法(地歴分野)B	2					
○ 社会科教育法(公民分野)A	2	○ 社会科教育法(公民分野)B	2					
	各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)							

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、28単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。

環境システム学類

高校一種(公民)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	「法学(国際法 を含む。)、 政治学(国際政治 を含む。)」	24	○ 政治学	2	憲法 I	2		24
			法律学入門	2	憲法 II	2		
	教育福祉と政治		2	国際法と共生社会	2			
	○ 社会学		2	文化と共生	2			
「社会学、経済学 (国際経済を 含む。)」	異文化の理解	2	共生文化論入門	2				
	環境社会学	2	共生社会とアイデンティティ	2				
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	応用環境社会学	2	現代の社会問題と社会運動	2				
	共生社会とジェンダー	2	ジェンダーと社会	2				
	公共性の社会学	2	政治社会学	2				
	○ 倫理学	2	共生社会と宗教	2				
	環境哲学・倫理学	2	文化と宗教	2				
	環境哲学と現代社会	2	組織環境と行動(産業・組織心理学)	2				
	現代社会と人間	2	対人環境の認知 (社会・集団・家族心理学)	2				
	現代の社会思想	2	心理発達と環境(発達心理学)	2				
	多文化共生の思想	2	心理検査法(心理的アセスメント)	2				
	社会構想の文化史	2	心の病理学(精神疾患とその治療)	2				
都市文化論	2	心理療法論(心理学的支援法)	2					
マイノリティと文化システム	2	臨床心理学概論	2					
共生の思想	2	身体と心理臨床	2					
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)			○ 社会科教育法(公民分野)A	2	○ 社会科教育法(公民分野)B	2		

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**

マネジメント学類

高校一種(公民)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的事項	24	○ 政治学	2	憲法 I	2		24
			租税法A	2	憲法 II	2		
			租税法B	2	民法A	2		
	○ <u>ミクロ経済学 I</u>		2	社会保障政策	2			
○ <u>マクロ経済学 I</u>	2	財政学A	2					
金融入門	2	地方財政 I	2					
経済政策入門	2	国際金融 I	2					
産業組織 I	2	国際貿易 I	2					
地域経済学	2	—	—					
○ 倫理学	2	環境哲学と現代社会	2					
現代社会と人間	2	文化と宗教	2					
環境哲学・倫理学	2	—	—					
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)			○ 社会科教育法(公民分野)A	2	○ 社会科教育法(公民分野)B	2		

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**

工学域

工学域の「教科及び教科の指導法に関する科目」の注意事項

大阪府立大学では、5ページの図のように学類単位で取得可能な免許状の種類を記載しています。しかし、工学域では、2年次に配属される課程によって取得が困難な免許状があります。そこで、次ページ以降では、課程ごとに「教科及び教科の指導法に関する科目」を記載しています。

自身が配属された課程の免許状を取得することが原則となりますが、同学類の他の課程の免許状についても、取得要件を満たせば、免許状を取得することができます。

たとえば、工学域電気電子系学類情報工学課程に配属された学生であっても、電気電子システム工学課程「数学」の取得要件を満たせば「数学」の免許状を取得することができます。

ただし、その場合、課程で定められた時間割上の制約もあり、「教科及び教科の指導法に関する科目」等の単位の修得が困難になる場合があります。

電気電子系学類

電気電子システム工学課程 中学校一種(数学)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	○ <u>代数学</u> 入門	2	○ <u>線形数学II</u>	4		28
			○ <u>線形数学I</u>	2	代数学	2		
			○ <u>幾何学</u> 入門	2	幾何学	2		
			○ <u>微積分学I</u>	4	常微分方程式	2		
			○ <u>微積分学II</u>	2	偏微分方程式	2		
			フーリエ解析	2	複素解析	2		
			オペレーションズリサーチ	2	—	—		
			○ <u>確率統計基礎I</u>	2	確率統計基礎II	2		
			※ <u>数値解析</u>	2	情報理論B	2	※印科目 から 1科目選択 必修	
			※ <u>電気電子システムプログラミング</u> ^[注1]	2	システム最適化	2		
		コンピュータ	2	通信理論	—			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			○ 数学科教育法A	2	○ 数学科教育法B	2		
			○ 数学科教育法C	2	○ 数学科教育法D	2		

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、28単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は電気電子システム工学課程の学生だけが受講できる科目

電気電子系学類

電気電子システム工学課程 高校一種(数学)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	○ 代数学入門	2	○ 線形数学Ⅱ	4		24
			○ 線形数学Ⅰ	2	代数学	2		
			○ 幾何学入門	2	幾何学	2		
			○ 微積分学Ⅰ	4	常微分方程式	2		
			○ 微積分学Ⅱ	2	偏微分方程式	2		
	「確率論、統計学」	○ 確率統計基礎Ⅰ	2	確率統計基礎Ⅱ	2			
		コンピュータ	※ 数値解析	2	情報理論B	2	※印科目 から 1科目選択 必修	
	※ 電気電子システムプログラミング ^[注1]		2	システム最適化	2			
	通信理論		2	—	—			
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	○ 数学科教育法A	2	※ 数学科教育法B	2	Aは必修、 B～Dから 1科目選択 必修		
※ 数学科教育法C		2	※ 数学科教育法D	2				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。
- [注1]の科目は電気電子システム工学課程の学生だけが受講できる科目

電気電子系学類

電子物理工学課程 中学校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的事項	物理学	○ <u>物理学A I</u>	2	電磁波・光学	2		36
			物理学A II	2	○ 統計物理学 I A	2		
			○ <u>物理学B</u>	2	統計物理学 II A	2		
			○ 電磁気学 I B	2	○ 量子力学 I A	2		
			電磁気学 II B	2	量子力学 II A	2		
			非線形力学	2	—	—		
		化学	2	○ <u>化学B</u>	2			
		生物学	2	○ <u>生物学B</u>	2			
		地学	2	—	—			
		物理学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	※ <u>電子物理工学実験 I</u> ^[注1]	2	1科目選択 必修		
	物理学実験	2	—	—				
	化学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	—	—				
	生物学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	—	—				
地学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	—	—					
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	○ 理科教育法B	2				
	○ 理科教育法C	2	○ 理科教育法D	2				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、36単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は電子物理工学課程の学生だけが受講できる科目

電気電子系学類

電子物理工学課程 高校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的 事項	物理学	○ <u>物理学A I</u>	2	電磁波・光学	2		26
			物理学A II	2	○ 統計物理学 I A	2		
			○ <u>物理学B</u>	2	統計物理学 II A	2		
			○ 電磁気学 I B	2	○ 量子力学 I A	2		
			電磁気学 II B	2	量子力学 II A	2		
			非線形力学	2	—	—		
	化学	○ <u>化学A</u>	2	○ <u>化学B</u>	2			
	生物学	○ <u>生物学A</u>	2	○ <u>生物学B</u>	2			
	地学	○ <u>地球システム科学</u>	2	—	—			
	「物理学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 化学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 生物学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 地学実験 (コンピュータ活用を 含む。)」	※ <u>応用物理実験</u>	2	※ <u>電子物理工学実験 I</u> ^[注1]	2		1科目選択 必修	
※ <u>物理学実験</u>		2	—	—				
※ <u>化学実験</u>		2	—	—				
※ <u>生物学実験</u>		2	—	—				
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	※ 理科教育法B	2	Aは必修、 B～Dから 1科目選択 必修			
	※ 理科教育法C	2	※ 理科教育法D	2				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、26単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は電子物理工学課程の学生だけが受講できる科目

電気電子系学類

情報工学課程 高校一種(情報)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目						
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数	
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的事項	24	○ 情報基礎 (情報社会と情報倫理を含む。)	2	—	—		24	
			コンピュータ・ 情報処理 (実習を含む。)	○ プログラミング入門	2	データ構造とアルゴリズム	2		
				○ 計算機アーキテクチャ	2	ソフトウェア工学	2		
				論理演算工学	2	情報工学演習Ⅱ ^[注1]	2		
				システムプログラム	2	情報工学演習Ⅲ ^[注1]	2		
				プログラミング言語概論	2	情報工学実験Ⅰ ^[注1]	2		
			情報システム (実習を含む。)	○ 知覚情報処理	2	データベースと情報検索	2		
				情報システム概論	2	—	—		
			情報通信 ネットワーク (実習を含む。)	○ ネットワーク工学	2	情報工学演習Ⅰ	2		
			マルチメディア表現・ マルチメディア技術 (実習を含む。)	○ メディア情報処理	2	信号処理論	2		
情報と職業	○ 情報と職業	2	—	—					
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		○ 情報科教育法A	2	○ 情報科教育法B	2				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は情報工学課程の学生だけが受講できる科目

電気電子系学類

電気電子システム工学課程 高校一種(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	工業の関係科目	24	○ 工学研究の最先端	2	通信システム	2		24
			○ 電気回路入門	2	光波電子工学	2		
			電磁気学ⅠA	2	通信工学特殊講義	2		
			電磁気学ⅡA	2	半導体エレクトロニクス	2		
			電気回路A	2	光エレクトロニクス	2		
			電気回路B	2	パワーエレクトロニクス	2		
			電子回路A	2	電力システム工学	2		
			電気電子計測	2	電気応用設計および演習	2		
			電気機器工学	2	電気法規	2		
			エネルギー工学	2	制御工学ⅠA	2		
			電力工学	2	制御工学ⅡA	2		
			通信網工学	2	生産システム	2		
			電磁波工学	2	信号とシステム	2		
				職業指導		○ 職業指導	4	
	各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		○ 工業科教育法A	2	○ 工業科教育法B	2		

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上を修得すること
- 上記の科目に加えて、電子物理工学課程の工業課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。
- 高等学校教諭一種免許状(工業)については、当分の間、「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって代えることができる(「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目は修得が必要)。(教育職員免許法施行規則第5条備考6)

電気電子系学類

電子物理工学課程 高校一種(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	工業の関係科目	24	○ <u>工学研究の最先端</u>	2	気体エレクトロニクス	2		24
			○ <u>電気回路入門</u>	2	固体エレクトロニクス	2		
			<u>パワーエレクトロニクス</u>	2	半導体エレクトロニクス	2		
			<u>電気応用設計および演習</u>	2	光デバイス	2		
			<u>制御工学 I A</u>	2	磁性・超伝導	2		
			<u>通信システム</u>	2	量子デバイス	2		
			<u>電子回路B</u>	2	集積回路デバイス	2		
			<u>結晶物理工学</u>	2	ナノエレクトロニクス	2		
			<u>電子物理計測</u>	2	光エレクトロニクス	2		
	職業指導		○ <u>職業指導</u>	4	—	—		
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		○ <u>工業科教育法A</u>	2	○ <u>工業科教育法B</u>	2			

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、電気電子システム工学課程の工業課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。
- 高等学校教諭一種免許状(工業)については、当分の間、「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって代えることができる(「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目は修得が必要)。(教育職員免許法施行規則第5条備考6)

物質化学系学類

応用化学課程・化学工学課程 中学校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	○ <u>物理学A I</u>	2	解析力学	2		34
			物理学A II	2	基礎量子力学	2		
			○ <u>物理学B</u>	2	基礎統計力学	2		
			○ <u>化学A</u>	2	有機化学 I A	2		
			○ <u>化学B</u>	2	有機化学 II A	2		
			○ 無機化学序論	2	高分子化学 I	2		
			○ 物理化学序論	2	高分子化学 II	2		
			物理化学演習 I A	1	量子化学A	2		
			有機化学演習 I A	1	有機金属化学	2		
			分析化学A	2	分析化学B	2		
			無機化学 II A	2	物理化学 II B	2		
			物理化学 II A	2	有機化学	2		
			物理化学 III A	2	—	—		
生物学	○ <u>生物学A</u>	2	○ <u>生物学B</u>	2				
地学	○ <u>地球システム科学</u>	2	—	—				
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	※ <u>物理学実験</u>	2	※ <u>応用物理実験</u>	2	1科目選択必修			
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	※ <u>化学実験</u>	2	※ <u>応用化学実験 II</u> ^[注1]	2	1科目選択必修			
	※ <u>応用化学実験 I</u> ^[注1]	2	—	—				
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ <u>生物学実験</u>	2	—	—				
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ <u>地学実験</u>	2	—	—				
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	○ 理科教育法B	2				
	○ 理科教育法C	2	○ 理科教育法D	2				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、34単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は応用化学課程の学生だけが受講できる科目

物質化学系学類

応用化学課程・化学工学課程 高校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的事項	24	○ 物理学A I	2	解析力学	2		24
			物理学A II	2	基礎量子力学	2		
			○ 物理学B	2	基礎統計力学	2		
			○ 化学A	2	有機化学 I A	2		
			○ 化学B	2	有機化学 II A	2		
			○ 無機化学序論	2	高分子化学 I	2		
			○ 物理化学序論	2	高分子化学 II	2		
			物理化学演習 I A	1	量子化学A	2		
			有機化学演習 I A	1	有機金属化学	2		
			分析化学A	2	分析化学B	2		
無機化学 II A	2	物理化学 II B	2					
物理化学 II A	2	有機化学	2					
物理化学 III A	2	—	—					
生物学		○ 生物学A	2	○ 生物学B	2			
地学		○ 地球システム科学	2	—	—			
「物理学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 化学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 生物学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 地学実験 (コンピュータ活用を 含む。)」	※ 物理学実験	2	※ 応用物理実験	2		1科目選 択必修		
	※ 化学実験	2	※ 応用化学実験 II ^[注1]	2				
	※ 応用化学実験 I ^[注1]	2	—	—				
	※ 生物学実験	2	—	—				
	※ 地学実験	2	—	—				
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	※ 理科教育法B	2	Aは必修、 B～Dから 1科目選 択必修			
	※ 理科教育法C	2	※ 理科教育法D	2				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は応用化学課程の学生だけが受講できる科目

物質化学系学類

応用化学課程 高校一種(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的 事項 工業の関係科目	24	○ 工学研究の最先端	2	有機機能化学	2		24
			○ 物質化学系学類概論	2	無機材料化学	2		
			応用化学実験Ⅲ ^[注1]	2	触媒化学	2		
			応用化学実験Ⅳ ^[注1]	2	電気化学	2		
			応用化学実験Ⅴ ^[注1]	2	環境化学	2		
			物理化学演習ⅡA	1	高分子材料化学	2		
			有機化学演習ⅡA	1	生体高分子	2		
			化学外国語演習 ^[注1]	1	結晶構造解析	2		
			機器分析学	2	—	—		
	職業指導		○ 職業指導	4	—	—		
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		○ 工業科教育法A	2	○ 工業科教育法B	2			

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、化学工学課程、マテリアル工学課程の工業課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる(当該課程の学生だけが受講できる科目を除く)。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は応用化学課程の学生だけが受講できる科目
- 高等学校教諭一種免許状(工業)については、当分の間、「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって代えることができる(「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目は修得が必要)。(教育職員免許法施行規則第5条備考6)

物質化学系学類

化学工学課程 高校一種(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的 事項	工業の関係科目 24	○ 工学研究の最先端	2	反応工学 I	2		24
			○ 物質化学系学類概論	2	反応工学 II	2		
			機器分析学	2	粉体工学 I	2		
			ケミカルエンジニアリングプラクティス ^[注1]	1	粉体工学 II	2		
			化学工学量論	2	プロセス制御工学	2		
			移動速度論 I	2	プロセスシステム工学	2		
			移動速度論 II	2	化学装置設計	2		
			化学工学熱力学	2	プロセス設計 ^[注1]	2		
			拡散分離工学 I	2	結晶構造解析	2		
			拡散分離工学 II	2	—	—		
	職業指導		○ 職業指導	4	—	—		
	各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		○ 工業科教育法A	2	○ 工業科教育法B	2		

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、応用化学課程、マテリアル工学課程の工業課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる(当該課程の学生だけが受講できる科目を除く)。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は化学工学課程の学生だけが受講できる科目
- 高等学校教諭一種免許状(工業)については、当分の間、「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって代えることができる(「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目は修得が必要)。(教育職員免許法施行規則第5条備考6)

物質化学系学類

マテリアル工学課程 高校一種(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	工業の関係科目	24	○ 工学研究の最先端	2	物質量子論	2		24
			○ 物質化学系学類概論	2	マテリアル工学外国語基礎 ^[注1]	2		
			触媒化学	2	材料強度	2		
			電気化学	2	材料設計・制御	2		
			プロセス制御工学	2	材料化学 I	2		
			マテリアル工学実験 I ^[注1]	2	材料組織 I	2		
			マテリアル工学実験 II ^[注1]	2	材料物性 I	2		
			マテリアル工学基礎演習 ^[注1]	1	材料プロセス	2		
			マテリアル工学演習 I ^[注1]	1	材料化学 II	2		
			マテリアル工学演習 II ^[注1]	1	材料組織 II	2		
			社会・産業と材料 ^[注1]	2	材料物性 II	2		
			物質の構造・組織	2	材料化学基礎	2		
			結晶構造解析	2	構造材料科学	2		
			機械工作実習 ^[注1]	2	—	—		
	職業指導		○ 職業指導	4	—	—		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		○ 工業科教育法A	2	○ 工業科教育法B	2			

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、応用化学課程、化学工学課程の工業課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる(当該課程の学生だけが受講できる科目を除く)。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目はマテリアル工学課程の学生だけが受講できる科目
- 高等学校教諭一種免許状(工業)については、当分の間、「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって代えることができる(「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目は修得が必要)。(教育職員免許法施行規則第5条備考6)

機械系学類

海洋システム工学課程 中学校一種(数学)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	○ 代数学	2	○ 線形数学Ⅱ	4		28
			○ 線形数学Ⅰ	2	—	—		
			○ 幾何学入門	2	図形科学	2		
			幾何学	2	—	—		
			○ 微積分学Ⅰ	4	偏微分方程式	2		
	解析学		○ 微積分学Ⅱ	2	複素解析	2		
			常微分方程式	2	フーリエ解析	2		
	「確率論、統計学」		○ 確率統計基礎Ⅰ	2	確率統計基礎Ⅱ	2		
	コンピュータ		○ 数値解析	2	海洋プログラミング演習 ^[注1]	1		
			海洋システム工学プロジェクト演習Ⅰ ^[注1]	1	海洋システム工学プロジェクト演習Ⅱ ^[注1]	1		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	○ 数学科教育法A	2	○ 数学科教育法B	2				
	○ 数学科教育法C	2	○ 数学科教育法D	2				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、28単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、機械工学課程の数学課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる(当該課程の学生だけが受講できる科目を除く)。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は海洋システム工学課程の学生だけが受講できる科目

機械系学類

海洋システム工学課程 高校一種(数学)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的事項	24	○ 代数学入門	2	○ 線形数学Ⅱ	4		24
			○ 線形数学Ⅰ	2	—	—		
			○ 幾何学入門	2	図形科学	2		
			幾何学	2	—	—		
			○ 微積分学Ⅰ	4	偏微分方程式	2		
			○ 微積分学Ⅱ	2	複素解析	2		
	常微分方程式	2	フーリエ解析	2				
「確率論、統計学」			○ 確率統計基礎Ⅰ	2	確率統計基礎Ⅱ	2		
コンピュータ			○ 数値解析	2	海洋プログラミング演習 ^[注1]	1		
			海洋システム工学プロジェクト演習Ⅰ ^[注1]	1	海洋システム工学プロジェクト演習Ⅱ ^[注1]	1		
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)			○ 数学科教育法A	2	※ 数学科教育法B	2	Aは必修、 B～Dから1 科目選択 必修	
			※ 数学科教育法C	2	※ 数学科教育法D	2		

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、機械工学課程の数学課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる(当該課程の学生だけが受講できる科目を除く)。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は海洋システム工学課程の学生だけが受講できる科目

機械系学類

機械工学課程 中学校一種(数学)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的 事項	28	○ 代数学入門	2	○ 線形数学Ⅱ	4		28
			○ 線形数学Ⅰ	2	—	—		
			○ 幾何学入門	2	図形科学	2		
			幾何学	2	—	—		
			○ 微積分学Ⅰ	4	偏微分方程式	2		
			○ 微積分学Ⅱ	2	複素解析	2		
			常微分方程式	2	フーリエ解析	2		
			○ 確率統計基礎Ⅰ	2	確率統計基礎Ⅱ	2		
			○ 数値解析	2	機械設計製図演習Ⅰ ^[注1]	2		
			○ 数学科教育法A	2	○ 数学科教育法B	2		
○ 数学科教育法C	2	○ 数学科教育法D	2					
	各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)							

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、28単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、海洋システム工学課程の数学課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる(当該課程の学生だけが受講できる科目を除く)。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。
- [注1]の科目は機械工学課程の学生だけが受講できる科目

機械系学類

機械工学課程 高校一種(数学)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目						
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	○ <u>代数学</u>	2	○ <u>線形数学Ⅱ</u>	4		24	
				○ <u>線形数学Ⅰ</u>	2	—			—
			○ <u>幾何学</u>	2	図形科学	2			
				幾何学	2	—			—
			○ <u>微積分学Ⅰ</u>	4	偏微分方程式	2			
			○ <u>微積分学Ⅱ</u>	2	複素解析	2			
				常微分方程式	2	フーリエ解析			2
			○ <u>確率統計基礎Ⅰ</u>	2	確率統計基礎Ⅱ	2			
			○ <u>数値解析</u>	2	機械設計製図演習Ⅰ ^[注1]	2			
			○ 数学科教育法A	2	※ 数学科教育法B	2			Aは必修、 B～Dから1 科目選択 必修
※ 数学科教育法C	2	※ 数学科教育法D	2						

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、海洋システム工学課程の数学課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる(当該課程の学生だけが受講できる科目を除く)。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は機械工学課程の学生だけが受講できる科目

機械系学類

航空宇宙工学課程 高校一種(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的 事項 工業の関係科目	24	○ 工学研究の最先端	2	計算流体力学	2		24
			○ 機械及び航空宇宙海洋工学概論Ⅰ	2	材料力学A	2		
			機械及び航空宇宙海洋工学概論Ⅱ	2	航空機構造力学	2		
			機械工作実習	2	航空機構造設計	2		
			航空宇宙工学基礎	2	薄肉構造ダイナミクス	2		
			航空宇宙工学実験Ⅰ ^[注1]	2	熱力学A	2		
			航空宇宙工学実験Ⅱ ^[注1]	2	熱流体力学	2		
			エアロスペースエンジニアリングセミナー ^[注1]	2	航空宇宙推進工学	2		
			航空宇宙工学演習Ⅰ ^[注1]	1	振動工学A	2		
			航空宇宙工学演習Ⅱ ^[注1]	1	制御工学ⅠB	2		
			航空宇宙工学演習Ⅲ ^[注1]	1	制御工学ⅡB	2		
			航空宇宙工学演習Ⅳ ^[注1]	1	航空宇宙機の力学と誘導制御	2		
			航空宇宙工学情報処理 ^[注1]	1	衛星システム設計学	2		
			航空宇宙工学設計製図Ⅰ ^[注1]	1	航空宇宙システム工学	2		
			航空宇宙工学設計製図Ⅱ ^[注1]	1	宇宙航行力学	2		
	流れ学	2	宇宙環境利用工学	2				
航空流体力学	2	宇宙情報通信システム工学	2					
気体力学	2	—	—					
職業指導			○ 職業指導	4	—	—		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			○ 工業科教育法A	2	○ 工業科教育法B	2		

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、海洋システム工学課程、機械工学課程の工業課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる(当該課程の学生だけが受講できる科目を除く)。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は航空宇宙工学課程の学生だけが受講できる科目
- 高等学校教諭一種免許状(工業)については、当分の間、「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって代えることができる(「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目は修得が必要)。(教育職員免許法施行規則第5条備考6)

機械系学類

海洋システム工学課程 高校一種(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的 事項	工業の関係科目 24	○ 工学研究の最先端	2	流体力学Ⅲ	2		24
			○ 機械及び航空宇宙海洋工学概論Ⅰ	2	システム工学ⅠB	2		
			機械及び航空宇宙海洋工学概論Ⅱ	2	システム工学ⅡB	2		
			機械工作実習	2	システム設計工学A	2		
			海洋計測	2	海洋生態工学	2		
			海洋システム工学実験 ^[注1]	2	海洋情報処理	2		
			海洋システム工学総合演習 ^[注1]	1	海洋物理学	2		
			構造力学Ⅱ	2	海洋資源工学	2		
			海洋空間利用工学	2	船舶工学特殊講義	2		
			浮体運動学	2	海洋工学特殊講義	2		
	職業指導		○ 職業指導	4	—	—		
	各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		○ 工業科教育法A	2	○ 工業科教育法B	2		

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、航空宇宙工学課程、機械工学課程の工業課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる(当該課程の学生だけが受講できる科目を除く)。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- [注1]の科目は海洋システム工学課程の学生だけが受講できる科目
- 高等学校教諭一種免許状(工業)については、当分の間、「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって代えることができる(「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目は修得が必要)。(教育職員免許法施行規則第5条備考6)

機械系学類

機械工学課程 高校一種(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的 事項	工業の関係科目 24	○ 工学研究の最先端	2	流体力学ⅡB	2		24
			○ 機械及び航空宇宙海洋工学概論Ⅰ	2	システム設計工学B	2		
			機械及び航空宇宙海洋工学概論Ⅱ	2	機械材料	2		
			機械工作実習	2	機械計測工学	2		
			材料力学入門	2	環境工学	2		
			熱力学入門	2	環境保全工学	2		
			機械力学入門	2	伝熱工学	2		
			流体力学ⅠB	2	システム制御学Ⅱ	2		
			材料力学C	2	燃焼工学	2		
			熱力学B	2	生産システム工学	2		
			機械力学	2	弾性力学	2		
			機械設計	2	エネルギーシステム工学	2		
			加工原理	2	エネルギー変換工学	2		
			システム制御学Ⅰ	2	精密機械工学	2		
			職業指導		○ 職業指導	4	—	
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		○ 工業科教育法A	2	○ 工業科教育法B	2			

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、航空宇宙工学課程、海洋システム工学課程の工業課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる(当該課程の学生だけが受講できる科目を除く)。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。
- 高等学校教諭一種免許状(工業)については、当分の間、「各教科の指導法」「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって代えることができる(「教科に関する専門的事項」の一般的包括的内容を含む科目は修得が必要)。(教育職員免許法施行規則第5条備考6)

生命環境科学域

獣医学類

中学校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目						
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	○ 物理学	○ 物理学A	2	○ 物理学B	2		63
			化学	○ 化学A	2	○ 獣医生化学A	2		
				○ 化学B	2	○ 獣医生化学B	2		
				○ 有機化学基礎	1	—	—		
			生物学	○ 生物学A	2	○ 発生学	1		
				○ 生物学B	2	○ 獣医生理学A	2		
				○ 獣医解剖学A	2	○ 獣医生理学B	2		
				○ 獣医解剖学B	2	○ 獣医免疫学	2		
				○ 獣医組織学	2	○ 放射線生物学	2		
				○ 実験動物学	2	—	—		
			地学	○ 地球システム科学	2	—	—		
			物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ 物理学実験	2	—	—		
			化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ 化学実験	2	○ 獣医生化学実習	2		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ 生物学実験	2	○ 獣医生理学実習	2					
	○ 獣医解剖学実習	3	○ 獣医繁殖学実習	2					
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ 実験動物学実習	2	—	—					
	○ 地学実験	2	—	—					
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	○ 理科教育法B	2					
	○ 理科教育法C	2	○ 理科教育法D	2					

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、63単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。

獣医学類

高校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	○ <u>物理学</u>	2	○ <u>物理学B</u>	2		53
			○ <u>化学</u>	2	○ 獣医生化学A	2		
				2	○ 獣医生化学B	2		
				1	—	—		
			○ <u>生物学</u>	2	○ 発生学	1		
	2	○ 獣医生理学A		2				
2	○ 獣医生理学B	2						
2	○ 獣医免疫学	2						
2	○ 放射線生物学	2						
○ <u>地学</u>	2	—	—					
「物理学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 化学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 生物学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 地学実験 (コンピュータ活用を 含む。)」	物理学実験	2	—	—				
	化学実験	2	○ 獣医生化学実習	2				
	○ <u>生物学実験</u>	2	○ 獣医生理学実習	2				
	○ 獣医解剖学実習	3	○ 獣医繁殖学実習	2				
	○ 実験動物学実習	2	—	—				
地学実験	2	—	—					
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	※ 理科教育法B	2	Aは必修、 B～Dから 1科目選択 必修			
	※ 理科教育法C	2	※ 理科教育法D	2				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、53単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**

応用生命科学類

生命機能化学課程 中学校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目						
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	○ 物理学	2	○ 物理学A	2	○ 物理学B	2	32
			化学	○ 化学A	2	代謝生化学	2		
				○ 化学B	2	有機構造解析学	2		
				生物物理化学 I	2	酵素化学	2		
				生物物理化学 II	2	栄養生化学	2		
				○ 基礎生化学	2	糖質科学	2		
				有機化学 I	2	—	—		
				有機化学 II	2	—	—		
			生物学	○ 生物学A	2	分子細胞生物学	2		
				○ 生物学B	2	機能分子生物学	2		
				構造生物学	2	—	—		
			地学	○ 地球システム科学	2	—	—		
			物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ 物理学実験	2	—	—		
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ 化学実験	2	—	—					
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ 生物学実験	2	—	—					
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○ 地学実験	2	—	—					
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	○ 理科教育法B	2					
	○ 理科教育法C	2	○ 理科教育法D	2					

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、32単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、植物バイオサイエンス課程の理科課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。

応用生命科学類

生命機能化学課程 高校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目						
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	物理学	○ 物理学A	2	○ 物理学B	2		26
			化学	○ 化学A	2	代謝生化学	2		
				○ 化学B	2	有機構造解析学	2		
				生物物理化学 I	2	酵素化学	2		
				生物物理化学 II	2	栄養生化学	2		
				○ 基礎生化学	2	糖質科学	2		
				有機化学 I	2	—	—		
				有機化学 II	2	—	—		
			生物学	○ 生物学A	2	分子細胞生物学	2		
				○ 生物学B	2	機能分子生物学	2		
構造生物学	2	—	—						
地学	○ 地球システム科学	2	—	—					
「物理学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 化学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 生物学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 地学実験 (コンピュータ活用を 含む。)」	○ 物理学実験	2	—	—					
	○ 化学実験	2	—	—					
	○ 生物学実験	2	—	—					
	地学実験	2	—	—					
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	※ 理科教育法B	2	Aは必修、 B～Dから 1科目選択 必修				
	※ 理科教育法C	2	※ 理科教育法D	2					

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、26単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、植物バイオサイエンス課程の理科課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**

応用生命科学類

植物バイオサイエンス課程 中学校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目							
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数		
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的事項	28	○ 物理学	2	○ 物理学A	2	○ 物理学B	2	32	
			化学	○ 化学A	2	細胞生化学	2			
				○ 化学B	2	有機化学 I	2			
				○ 基礎生化学	2	分析化学	2			
			生物学	○ 生物学A	2	細胞分子生物学 II	2			
				○ 生物学B	2	植物生理学	2			
				基礎微生物学	2	植物分子育種学	2			
				植物系統分類学	2	植物繁殖学	2			
			細胞分子生物学 I	2	—	—				
			地学	2	○ 地球システム科学	2	—	—		
物理学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	○ 物理学実験	2	—	—					
化学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	○ 化学実験	2	生化学基礎実験	2					
分析化学基礎実験	2	—	—							
生物学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	○ 生物学実験	2	バイオテクノロジー基礎実験	2					
植物科学基礎実験	2	育種・病理学基礎実験	2							
植物生理生態学基礎実験	2	—	—							
地学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	○ 地学実験	2	—	—					
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	○ 理科教育法B	2						
	○ 理科教育法C	2	○ 理科教育法D	2						

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、32単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、生命機能化学課程の理科課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。

応用生命科学類

植物バイオサイエンス課程 高校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目							
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	○ 物理学	2	○ 物理学A	2	○ 物理学B	2	26	
			化学	○ 化学A	2	細胞生化学	2			
				○ 化学B	2	有機化学 I	2			
				○ 基礎生化学	2	分析化学	2			
				生物学	○ 生物学A	2	細胞分子生物学 II	2		
			○ 生物学B		2	植物生理学	2			
			基礎微生物学		2	植物分子育種学	2			
			植物系統分類学		2	植物繁殖学	2			
			細胞分子生物学 I	2	—	—				
			地学	2	○ 地球システム科学	2	—	—		
「物理学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 化学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 生物学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 地学実験 (コンピュータ活用を 含む。)」	○ 物理学実験	2	—	—						
	○ 化学実験	2	生化学基礎実験	2						
	分析化学基礎実験	2	—	—						
	○ 生物学実験	2	バイオテクノロジー基礎実験	2						
	植物科学基礎実験	2	育種・病理学基礎実験	2						
	植物生理生態学基礎実験	2	—	—						
地学実験	2	—	—							
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	※ 理科教育法B	2	Aは必修、 B～Dから 1科目選択 必修					
	※ 理科教育法C	2	※ 理科教育法D	2						

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、26単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、生命機能化学課程の理科課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**

応用生命科学類

生命機能化学課程 高校一種(農業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	農業の関係科目 職業指導	○ <u>土壌・植物栄養学</u>	2	天然物化学	2		24
			微生物学Ⅰ	2	応用微生物学	2		
			微生物学Ⅱ	2	生物制御化学	2		
			微生物学実験	4	食品製造学	2		
食品化学	2		生物環境化学	2				
生物資源利用学	2		食品衛生学	2				
分子遺伝学	2		○ <u>食品保蔵・添加物論</u>	2				
発酵生理学	2		○ <u>産業資源植物栽培学</u>	2				
応用酵素学	2		—	—				
			○ <u>職業指導</u>	4	—	—		
		○ <u>農業科教育法A</u>	2	○ <u>農業科教育法B</u>	2			
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)							

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、植物バイオサイエンス課程の農業課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**

応用生命科学類

植物バイオサイエンス課程 高校一種(農業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	農業の関係科目 24	○ <u>土壌・植物栄養学</u>	2	園芸生産学	2		24
			○ <u>食品保蔵・添加物論</u>	2	植物保護学	2		
			一般遺伝学	2	植物機能利用学	2		
	植物育種学	2	植物環境調節学	2				
			植物バイオサイエンスフィールド 実習A	2	動物昆虫管理学	2		
			植物バイオサイエンスフィールド 実習B	2	緑地学原論	2		
			食用作物学	2	環境緑化学	2		
			○ <u>産業資源植物栽培学</u>	2	—	—		
	職業指導		○ <u>職業指導</u>	4	—	—		
	各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		○ <u>農業科教育法A</u>	2	○ <u>農業科教育法B</u>	2		

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 上記の科目に加えて、生命機能化学課程の農業課程に配当されている科目を取得し、「教科及び教科の指導法に関する科目」とすることができる。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。
- 「動物昆虫管理学」「緑地学原論」「環境緑化学」は、植物バイオサイエンス課程の学生は、自由科目(卒業要件に含まれない)となる。

緑地環境科学類

中学校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的事項	28	○ 物理学A	2	○ 構造力学	2		40
			○ 物理学B	2	緑地環境材料論	2		
			土壌物理学	2	—	—		
			○ 化学A	2	○ 化学B	2		
			○ 生物学A	2	○ 動物生態学	2		
			○ 生物学B	2	○ 植物形態分類学	2		
			○ 植物生態学	2	環境動物昆虫学	2		
			○ 地球システム科学	2	都市気候環境学	2		
			○ 気象環境学	2	—	—		
			○ 物理学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	—	—		
○ 化学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	—	—					
○ 生物学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	—	—					
○ 地学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	—	—					
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	○ 理科教育法B	2				
	○ 理科教育法C	2	○ 理科教育法D	2				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、40単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**

緑地環境科学類

高校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的事項	24	○ 物理学A	2	○ 構造力学	2		30
			○ 物理学B	2	緑地環境材料論	2		
			土壌物理学	2	—	—		
			○ 化学A	2	○ 化学B	2		
			○ 生物学A	2	○ 動物生態学	2		
			○ 生物学B	2	○ 植物形態分類学	2		
			○ 植物生態学	2	環境動物昆虫学	2		
			○ 地球システム科学	2	都市気候環境学	2		
			○ 気象環境学	2	—	—		
			物理学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	—	—		
化学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	—	—					
○ 生物学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	—	—					
地学実験 (コンピュータ活用を 含む。)	2	—	—					
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 理科教育法A	2	※ 理科教育法B	2	Aは必修、 B～Dから 1科目選択 必修			
	※ 理科教育法C	2	※ 理科教育法D	2				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、30単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。

緑地環境科学類

高校一種(農業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	農業の関係科目	24	○ 緑地学原論	2	生態環境計測学	2		24
			○ 植物環境物理学	2	エコロジカルプランニング	2		
			○ 地理情報計測学	2	植物環境制御学	2		
			○ 地理情報計測学実習	2	環境緑化学	2		
			植物環境生理学	2	動物昆虫管理学	2		
			緑地保全学	2	地域環境経済学	2		
			○ <u>緑地環境科学実習演習 I</u>	2	○ <u>里地里山管理学実習</u>	2		
			○ <u>緑地環境科学実習演習 II A</u>	2	一般遺伝学	2		
			緑地地盤工学	2	—	—		
	職業指導		○ 職業指導	4	—	—		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		○ 農業科教育法A	2	○ 農業科教育法B	2			

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 「一般遺伝学」は、緑地環境科学類の学生は、自由科目(卒業要件に含まれない)となる。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。

理学類の「教科及び教科の指導法に関する科目」の注意事項

生命環境科学域理学類では「数学」・「理科」の免許状の取得が可能です。しかし 2 年次に配属される課程によって取得が困難な免許状があります。

次ページ以降では、「教科及び教科の指導法に関する科目」の一覧を記載しています。数理科学課程の場合「数学」、他 3 課程の場合「理科」の免許状を取得することが原則となります。

ただし、同学類の他の課程の免許状についても、取得要件を満たせば、免許状を取得することができます。

理学類

中学校一種(数学)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的事項	28	○ <u>線形代数Ⅰ</u>	2	代数学演習Ⅰ	2		28
			○ <u>線形代数Ⅱ</u>	2	代数学Ⅱ	2		
			○ <u>代数学Ⅰ</u>	2	代数学演習Ⅱ	2		
			線形代数演習	2	—	—		
			○ <u>幾何学Ⅰ</u>	2	幾何学Ⅱ	2		
			幾何学演習Ⅰ	2	幾何学演習Ⅱ	2		
			○ <u>解析学基礎Ⅰ</u>	2	解析学演習Ⅰ	2		
			○ <u>解析学基礎Ⅱ</u>	2	解析学Ⅱ	2		
			○ <u>解析学Ⅰ</u>	2	解析学Ⅲ	2		
			解析学基礎演習	2	—	—		
	統計学基礎	2	確率統計Ⅱ	2				
「確率論、統計学」	○ <u>確率統計Ⅰ</u>	2	—	—				
コンピュータ	○ <u>数値解析学</u>	2	数理論理学	2				
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)		○ 数学科教育法A	2	○ 数学科教育法B	2			
		○ 数学科教育法C	2	○ 数学科教育法D	2			

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、28単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**

理学類

高校一種(数学)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する 専門的事項	代数学	○ <u>線形代数Ⅰ</u>	2	代数学演習Ⅰ	2		24
			○ <u>線形代数Ⅱ</u>	2	代数学Ⅱ	2		
			○ <u>代数学Ⅰ</u>	2	代数学演習Ⅱ	2		
			線形代数演習	2	—	—		
		幾何学	○ <u>幾何学Ⅰ</u>	2	幾何学Ⅱ	2		
			幾何学演習Ⅰ	2	幾何学演習Ⅱ	2		
		解析学	○ <u>解析学基礎Ⅰ</u>	2	解析学演習Ⅰ	2		
			○ <u>解析学基礎Ⅱ</u>	2	解析学Ⅱ	2		
			○ <u>解析学Ⅰ</u>	2	解析学Ⅲ	2		
		「確率論、統計学」	統計学基礎	2	確率統計Ⅱ	2		
○ <u>確率統計Ⅰ</u>	2		—	—				
コンピュータ	○ <u>数値解析学</u>	2	数理論理学	2				
各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 数学科教育法A	2	※ 数学科教育法B	2	Aは必修、 B～Dから 1科目選択 必修			
	※ 数学科教育法C	2	※ 数学科教育法D	2				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**

理学類

中学校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	○ <u>物理学 I</u>	2	量子力学 II	2		30
			○ <u>物理学 II</u>	2	固体物理学A	2		
			力学 I	2	固体物理学B	2		
			力学 II	2	物理数学A	2		
			電磁気学 I	2	物理数学B	2		
			電磁気学 II	2	物理数学C	2		
			統計物理学 I	2	宇宙物理学A	2		
			統計物理学 II	2	宇宙物理学B	2		
			量子力学 I	2	—	—		
			○ <u>化学 I</u>	2	有機化学 II	2		
			○ <u>化学 II</u>	2	有機化学 III	2		
			化学熱力学	2	有機化学 IV	2		
			量子化学 I	2	無機化学 I	2		
			物理化学 I	2	無機化学 II	2		
物理化学 II	2	無機化学 III	2					
有機化学 I	2	—	—					
○ <u>生物学 I</u>	2	生化学 II	2					
○ <u>生物学 II</u>	2	遺伝学	2					
分子生物学 I	2	生態学 I	2					
分子生物学 II	2	数理生態学	2					
細胞生物学 I	2	植物生理学	2					
細胞生物学 II	2	環境応答制御論	2					
生化学 I	2	—	—					
○ <u>地球システム科学</u>	2	地球学	2					
地球物質科学	2	—	—					
○ <u>物理学実験</u>	2	—	—					
○ <u>化学実験</u>	2	分子科学実験 II	6					
分子科学実験 I	6	—	—					
○ <u>生物学実験</u>	2	—	—					
○ <u>地学実験</u>	2	—	—					
○ <u>理科教育法A</u>	2	○ 理科教育法B	2					
○ <u>理科教育法C</u>	2	○ 理科教育法D	2					

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、30単位以上修得すること
- 原則として自身が配属されている課程の専門科目を履修すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。

理学類

高校一種(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	○ <u>物理学 I</u>	2	量子力学 II	2		24
			○ <u>物理学 II</u>	2	固体物理学A	2		
			力学 I	2	固体物理学B	2		
			力学 II	2	物理数学A	2		
			電磁気学 I	2	物理数学B	2		
電磁気学 II	2	物理数学C	2					
統計物理学 I	2	宇宙物理学A	2					
統計物理学 II	2	宇宙物理学B	2					
量子力学 I	2	—	—					
○ <u>化学 I</u>	2	有機化学 II	2					
○ <u>化学 II</u>	2	有機化学 III	2					
化学熱力学	2	有機化学 IV	2					
量子化学 I	2	無機化学 I	2					
物理化学 I	2	無機化学 II	2					
物理化学 II	2	無機化学 III	2					
有機化学 I	2	—	—					
○ <u>生物学 I</u>	2	生化学 II	2					
○ <u>生物学 II</u>	2	遺伝学	2					
分子生物学 I	2	生態学 I	2					
分子生物学 II	2	数理生態学	2					
細胞生物学 I	2	植物生理学	2					
細胞生物学 II	2	環境応答制御論	2					
生化学 I	2	—	—					
○ <u>地球システム科学</u>	2	地球学	2					
地球物質科学	2	—	—					
※ <u>物理学実験</u>	2	※ <u>化学実験</u>	2	※印科目 から 1科目選択 必修				
分子科学実験 I	6	分子科学実験 II	6					
※ <u>生物学実験</u>	2	※ <u>地学実験</u>	2					
○ <u>理科教育法A</u>	2	※ <u>理科教育法B</u>	2	Aは必修、 B～Dから 1科目選択 必修				
※ <u>理科教育法C</u>	2	※ <u>理科教育法D</u>	2					
	「物理学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 化学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 生物学実験 (コンピュータ活用を 含む。)、 地学実験 (コンピュータ活用を 含む。)」							
	各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)							

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- ※印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の選択必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目・選択必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 原則として自身が配属されている課程の専門科目を履修すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**

地域保健学域
教育福祉学類

教育福祉学類

中学校一種(社会)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	○ 日本史概説	2	個人創造の思想史	2		28
			○ 外国史	2	東洋文化史	2		
			日本の歴史環境	2	西洋文化史	2		
			日本近代の社会の歴史	2	学校教育史	2		
			マイノリティと歴史環境	2	—	—		
			○ 地理学基礎	2	○ 地域研究	2		
			自然地理学	2	文化と景観	2		
			都市と経済の地理学	2	比較地域論	2		
			○ 政治学	2	教育福祉と政治	2		
			刑事司法と福祉	2	権利擁護論	2		
「法学、政治学」								
○ 社会学	2	文化と共生	2					
家族社会学	2	共生社会とアイデンティティ	2					
ジェンダーと社会	2	社会保障論	2					
地域社会学	2	社会福祉運営論	2					
教育福祉の諸問題A (貧困と社会)	2	社会政策論	2					
教育福祉の諸問題B (性と人権)	2	—	—					
○ 倫理学	2	ケアリング論	2					
多文化共生の思想	2	共生社会と宗教	2					
生命倫理学	2	—	—					
○ 社会科教育法(地歴分野)A	2	○ 社会科教育法(地歴分野)B	2					
○ 社会科教育法(公民分野)A	2	○ 社会科教育法(公民分野)B	2					
「社会学、経済学」								
「哲学、倫理学、宗教学」								
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)								

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、28単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。

教育福祉学類

高校一種(公民)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数
教科及び教科の 指導法に関する科目	「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	24	○ 政治学	2	教育福祉と政治	2		24
			刑事司法と福祉	2	権利擁護論	2		
	「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」		○ 社会学	2	文化と共生	2		
			家族社会学	2	共生社会とアイデンティティ	2		
ジェンダーと社会		2	社会保障論	2				
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	地域社会学	2	社会福祉運営論	2				
	教育福祉の諸問題A (貧困と社会)	2	社会政策論	2				
	教育福祉の諸問題B (性と人権)	2	—	—				
各教科の指導法(情報機器及 び教材の活用を含む。)	各教科の指導法(情報機器及 び教材の活用を含む。)	○ 倫理学	2	共生社会と宗教	2			
		多文化共生の思想	2	臨床心理学概論	2			
		生命倫理学	2	子どもの心理学	2			
		ケアリング論	2	—	—			
			○ 社会科教育法(公民分野)A	2	○ 社会科教育法(公民分野)B	2		

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**

教育福祉学類

高等学校一種(福祉)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目						
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	○ 教育福祉学概論Ⅰ	2	地域福祉論A	2		33	
			○ 教育福祉学概論Ⅱ	2	地域福祉論B	2			
			○ ソーシャルワーク概論	2	○ 社会福祉原論	2			
			高年齢福祉・児童福祉・障害者福祉	○ 障害者福祉論	2	○ 子ども家庭福祉論	2		
				○ 高齢者福祉論A	2	保育・学校ソーシャルワーク演習	2		
			社会福祉援助技術	ソーシャルワーク論A	2	セルフヘルプ・グループ論	2		
				ソーシャルワーク論B	2	相談援助演習	2		
		○ ソーシャルワーク論C	2	—	—				
介護理論・介護技術	○ 介護概論	2	—	—					
社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	○ 社会福祉実習Ⅰ	2	○ 社会福祉実習指導Ⅰ	1					
人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	○ 医学概論(人体の構造と機能及び疾病)	2	—	—					
加齢に関する理解・障害に関する理解	○ 医療福祉論	2	○ 障害者と心理(障害者・障害児心理学)	2					
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			○ コラボレーション論	2	—	—			
			○ 福祉科教育法A	2	○ 福祉科教育法B	2			

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目(免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目)
- 必修科目を含め、33単位以上修得すること
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数**24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入される。**
- 「社会福祉実習Ⅰ」を履修する者は、「保育・学校ソーシャルワーク演習」、「相談援助演習」を履修することが望ましい。

中学校教諭・高等学校教諭
専修免許状

各研究科の
「大学が独自に設定する科目」の
一覧

工学研究科

機械系専攻

高校専修(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目							
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数			
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	機械系特別演習第一	2	防振・防音工学特論	2	24			
			機械系特別演習第二	2	エネルギー変換工学特論	2				
			機械系特別研究第一	2	内燃機関工学	2				
			機械系特別研究第二	2	流体力学特論	2				
			材料力学特論	2	熱エネルギー工学	2				
			弾性力学特論	2	燃焼現象	2				
			機械生産工学	2	流体工学特論	2				
			機械材料強度学	2	エネルギーシステム工学特論	2				
			数値応用力学特論	2	環境工学特論Ⅰ	2				
			加工学特論	2	環境工学特論Ⅱ	2				
			機械計測工学特論	2	環境保全工学特論Ⅰ	2				
			システム制御学特論Ⅰ	2	環境保全工学特論Ⅱ	2				
			振動工学特論	2	エネルギーシステム計画学特論	2				
			システム制御学特論Ⅱ	2	—	—				
			教育の基礎的理解 に関する科目			現代教育特論A		2	教育人間学特論B	2
						現代教育特論B		2	教育社会学特論A	2
教育人間学特論A	2	教育社会学特論B				2				

高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

航空宇宙海洋系専攻

高校専修(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	航空宇宙構造工学特論	2	海洋構造力学特論	2	24
			気体力学特論	2	海洋システム計画学特論	2	
			航空宇宙流体力学特論	2	海洋システム設計工学特論	2	
			軽量構造工学特論	2	海洋環境学特論	2	
			航空推進工学特論	2	海洋環境情報特論	2	
			宇宙推進工学特論	2	海洋物理学特論	2	
			航空宇宙システム工学特論	2	海洋輸送工学特論	2	
			航空宇宙制御工学特論	2	浮体運動学特論	2	
			航法測位通信システム工学特論	2	船体構造設計特論	2	
			宇宙機工学特論	2	海洋資源工学特論	2	
			教育の基礎的理解 に関する科目			現代教育特論A	
現代教育特論B	2	教育社会学特論A				2	
教育人間学特論A	2	教育社会学特論B				2	

高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

電子・数物系専攻

中学校・高校専修(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	24	電磁気物性特論	2	非線形動力学特論	2	24
			低温物性特論	2	応用動力学特論	2	
			光・フレキシブルデバイス特論	2	量子場の理論	2	
			ナノエレクトロニクス特論	2	量子力学特論	2	
			有機光物理特論	2	固体電子論特論	2	
			レーザー工学特論	2	光物性特論	2	
			フォトニクス特論	2	凝縮系物性学特論	2	
			スピントロニクス特論	2	非平衡系の動力学特論	2	
	教育の基礎的理解に関する科目	24	現代教育特論A	2	教育人間学特論B	2	
			現代教育特論B	2	教育社会学特論A	2	
			教育人間学特論A	2	教育社会学特論B	2	

中学校・高校一種免許状に必要な単位に加え24単位以上修得すること。

電気・情報系専攻

高校専修(情報)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	24	ソフトウェアシステム特論	2	人間情報システム特論	2	24
			画像工学特論	2	機械学習特論	2	
			進化型計算特論	2	ナレッジマネジメント特論	2	
			知能メディア処理特論	2	計算知能特論	2	
			情報セキュリティ特論	2	情報システム特論	2	
			デジタルシステム特論	2	電気・情報系特別演習第一	2	
			システム工学特論	2	電気・情報系特別演習第二	2	
			ニューロサイエンス特論	2	—	—	
	教育の基礎的理解に関する科目	24	現代教育特論A	2	教育人間学特論B	2	
			現代教育特論B	2	教育社会学特論A	2	
			教育人間学特論A	2	教育社会学特論B	2	

高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

電気・情報系専攻

高校専修(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	光波電子工学特論	2	数理計画法特論	2	24
			電磁波工学特論	2	非線形システム解析特論	2	
			パワーエレクトロニクス特論	2	システム統計解析特論	2	
			電磁エネルギー変換工学特論	2	通信ネットワーク特論	2	
			電力システム解析特論	2	デジタル通信特論	2	
			電力システム制御特論	2	モバイル通信特論	2	
			電気システム制御工学特論	2	デジタル信号処理特論	2	
			情報通信システム特論	2	—	—	
	教育の基礎的理解 に関する科目	24	現代教育特論A	2	教育人間学特論B	2	
			現代教育特論B	2	教育社会学特論A	2	
			教育人間学特論A	2	教育社会学特論B	2	

高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

物質・化学系専攻

高校専修(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	工業分析化学特論	2	分離工学特論	2	24
			無機材料化学特論	2	材料プロセス工学特論	2	
			反応物理化学特論	2	資源工学特論	2	
			電気化学特論	2	結晶物理学特論	2	
			環境化学特論	2	材料プロセス学特論	2	
			物性有機化学特論	2	高温材料学特論	2	
			高分子合成化学特論	2	プロセス反応学特論	2	
			有機機能化学特論	2	材料組織制御学特論	2	
			有機合成化学特論	2	機能性材料学特論	2	
			生体高分子化学特論	2	材料強度学特論	2	
			分子認識化学特論	2	結晶構造評価特論	2	
			粉体工学特論	2	材料環境物性学特論	2	
			反応工学特論	2	ナノ材料科学特論	2	
			化学工学流体力学特論	2	計算材料科学特論	2	
	プロセスシステム工学特論	2	—	—			
	教育の基礎的理解 に関する科目	24	現代教育特論A	2	教育人間学特論B	2	
			現代教育特論B	2	教育社会学特論A	2	
			教育人間学特論A	2	教育社会学特論B	2	

高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

生命環境科学研究科

応用生命科学専攻

中学校・高校専修(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目							
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数			
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	応用生命科学概論	2	資源植物学特論	1	24			
			応用生命科学キャリアデザイン	1	植物育種繁殖学特論	1				
			発酵制御化学特論	1	植物機能利用学特論	1				
			生物資源循環工学特論	1	植物栽培管理学特論	1				
			生理活性物質化学特論	1	植物栽培生理学特論	1				
			生体高分子機能学特論	1	植物発育生理学特論	1				
			食品代謝栄養学特論	1	植物分子育種学特論	1				
			食品素材化学特論	1	植物生体防御学特論	1				
			微生物機能開発学特論	1	バイオインフォマティクス特論	2				
			生物有機化学特論	1	応用生命科学特別講義A	1				
			生物物理化学特論	1	応用生命科学特別講義B	1				
			細胞分子生物学特論	1	応用生命科学特別講義C	1				
			機能ゲノム科学特論	1	応用生命科学特別講義D	1				
			教育の基礎的理解 に関する科目			現代教育特論A		2	教育人間学特論B	2
						現代教育特論B		2	教育社会学特論A	2
教育人間学特論A	2	教育社会学特論B				2				

中学校・高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

緑地環境科学専攻

中学校・高校専修(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目							
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数			
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	緑地環境科学特論	2	緑地計画学特論	2	24			
			緑地環境科学入門特論	2	地域生態学特論	2				
			生態気象学特論	2	環境動物昆虫学特論	2				
			生物環境調節学特論	2	生産環境学特論	2				
			土環境学特論	2	緑地環境科学特別講義A	2				
			水環境学特論	2	緑地環境科学特別講義B	2				
			緑地保全学特論	2	—	—				
			教育の基礎的理解 に関する科目			現代教育特論A		2	教育人間学特論B	2
						現代教育特論B		2	教育社会学特論A	2
						教育人間学特論A		2	教育社会学特論B	2

中学校・高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

理学系研究科

数理科学専攻

中学校・高校専修(数学)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	数理論理学特論	2	情報理論特論	2	24
			代数学特論A	2	統計解析特論A	2	
			代数学特論B	2	統計解析特論B	2	
			幾何学特論A	2	非線形解析特論	2	
			幾何学特論B	2	常微分方程式特論	2	
			解析学特論A	2	差分方程式特論	2	
			解析学特論B	2	応用数理特論	2	
			確率過程特論	2	—	—	
			教育の基礎的理解 に関する科目	現代教育特論A	2	教育人間学特論B	
	現代教育特論B	2		教育社会学特論A	2		
	教育人間学特論A	2		教育社会学特論B	2		

中学校・高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

物理科学専攻

中学校・高校専修(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	物性理論 I	2	固体レオロジー特論	2	24
			物性理論 II	2	岩石学特論	2	
			光物性特論 I	2	地球科学論文講究 I	2	
			光物性特論 II	2	地球科学論文講究 II	2	
			生体光物理特論	2	地球科学論文講究 III	2	
			磁性特論 I	2	物理科学特別演習 I	1	
			磁性特論 II	2	物理科学特別演習 II	1	
			構造物性特論	2	物理科学特別研究 I A	3	
			宇宙物理学特論 I	2	物理科学特別研究 I B	3	
			宇宙物理学特論 II	2	物理科学特別研究 II A	3	
			宇宙惑星科学特論	2	物理科学特別研究 II B	3	
			火山学特論	2	—	—	
			教育の基礎的理解 に関する科目	現代教育特論A	2	教育人間学特論B	
	現代教育特論B	2		教育社会学特論A	2		
	教育人間学特論A	2		教育社会学特論B	2		

中学校・高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

分子科学専攻

中学校・高校専修(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	有機化学特論	2	分子科学特別演習Ⅰ	1	24
			生体分子科学特論	2	分子科学特別演習Ⅱ	1	
			量子化学特論	2	分子科学特別研究ⅠA	3	
			物理化学特論	2	分子科学特別研究ⅠB	3	
			無機化学特論	2	分子科学特別研究ⅡA	3	
			機能分子科学特論	2	分子科学特別研究ⅡB	3	
	教育の基礎的理解 に関する科目		現代教育特論A	2	教育人間学特論B	2	
			現代教育特論B	2	教育社会学特論A	2	
			教育人間学特論A	2	教育社会学特論B	2	

中学校・高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

生物科学専攻

中学校・高校専修(理科)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	生命化学特論	2	細胞機能制御化学特論	2	24
			構造生物学特論	2	生物機能科学特論	2	
			環境ストレス生物学特論	2	生物科学特別演習Ⅰ	1	
			遺伝子科学特論	2	生物科学特別演習Ⅱ	1	
			細胞生物学特論	2	生物科学特別研究ⅠA	3	
			生物工学特論	2	生物科学特別研究ⅠB	3	
			植物生理学特論	2	生物科学特別研究ⅡA	3	
			生態学特論	2	生物科学特別研究ⅡB	3	
			教育の基礎的理解 に関する科目	現代教育特論A	2	教育人間学特論B	
	現代教育特論B			2	教育社会学特論A	2	
	教育人間学特論A			2	教育社会学特論B	2	

中学校・高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

経済学研究科

経済学専攻

高校専修(公民)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学が 独自に 設定する 科目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	ミクロ経済学特論1A	2	経済政策特論1A	2	24
			ミクロ経済学特論1B	2	経済政策特論1B	2	
			ミクロ経済学特論2A	2	経済政策特論2A	2	
			ミクロ経済学特論2B	2	経済政策特論2B	2	
			マクロ経済学特論1A	2	社会政策特論1A	2	
			マクロ経済学特論1B	2	社会政策特論1B	2	
			マクロ経済学特論2A	2	社会政策特論2A	2	
			マクロ経済学特論2B	2	社会政策特論2B	2	
			計量経済学特論1A	2	財政学特論1A	2	
			計量経済学特論1B	2	財政学特論1B	2	
			計量経済学特論2B	2	財政学特論2A	2	
			計量経済学特論3A	2	財政学特論2B	2	
			計量経済学特論3B	2	—	—	
			教育の基礎的理解 に関する科目			現代教育特論A	
現代教育特論B	2	教育社会学特論A				2	
教育人間学特論A	2	教育社会学特論B				2	

高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

経営学専攻

高校専修(公民)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目							
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数			
大学が 独自に 設定する 科目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	公法特論1A	2	租税法特論1A	2	24			
			公法特論1B	2	租税法特論1B	2				
			公法特論2A	2	租税法特論2A	2				
			公法特論2B	2	租税法特論2B	2				
			民法特論1A	2	商法特論1A	2				
			民法特論1B	2	商法特論1B	2				
			民法特論2A	2	商法特論2A	2				
			民法特論2B	2	商法特論2B	2				
			教育の基礎的理解 に関する科目			現代教育特論A		2	教育人間学特論B	2
						現代教育特論B		2	教育社会学特論A	2
						教育人間学特論A		2	教育社会学特論B	2

高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

人間社会システム科学研究科

現代システム科学専攻

中学校専修(社会)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	環境哲学特論	2	社会問題特論	2	24
			環境人類学特論	2	宗教社会学特論	2	
			環境社会学特論	2	文化社会学特論	2	
			環境政策学特論	2	社会思想特論	2	
			地域・都市環境学特論	2	ジェンダー社会学特論	2	
			文化地理学特論	2	政治哲学特論	2	
			経済地理学特論	2	日本史学特論	2	
			産業地理学特論	2	理論社会学特論	2	
			現代社会学特論	2	—	—	
	教育の基礎的理解 に関する科目	24	学習科学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2	教育人間学特論B	2	
			現代教育特論A	2	教育社会学特論A	2	
			現代教育特論B	2	教育社会学特論B	2	
			教育人間学特論A	2	—	—	

中学校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

高校専修(公民)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分		最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	24	環境哲学特論	2	社会思想特論	2	24
			環境心理学特論	2	ジェンダー社会学特論	2	
			環境人類学特論	2	政治哲学特論	2	
			環境社会学特論	2	理論社会学特論	2	
			環境政策学特論	2	社会心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2	
			地域・都市環境学特論	2	認知心理学特論	2	
			現代社会学特論	2	認知科学特論	2	
			社会問題特論	2	人間情報システム特論	2	
			宗教社会学特論	2	人間関係特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援 に関する理論と実践)	2	
			文化社会学特論	2			
	教育の基礎的理解 に関する科目	24	学習科学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2	教育人間学特論B	2	
			現代教育特論A	2	教育社会学特論A	2	
			現代教育特論B	2	教育社会学特論B	2	
			教育人間学特論A	2	—	—	

高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

人間社会学専攻

中学校専修(社会)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目			
科目区分	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	倫理学特論	2	ジェンダー研究特論C	2	24
		現代思想特論	2	ジェンダー研究特論D	2	
		社会思想特論	2	ジェンダー研究特論E	2	
		政治哲学特論	2	日本社会文化史特論	2	
		社会哲学特論	2	日本史学特論	2	
		情報経済特論	2	中国社会文化史特論	2	
		経済地理学特論	2	中国史学特論	2	
		文化地理学特論	2	西洋社会文化史特論	2	
		環境人類学特論	2	西洋史学特論	2	
		理論社会学特論	2	日本文化特論A	2	
		現代社会学特論	2	日本文化特論B	2	
		文化社会学特論	2	中国文化特論A	2	
		家族社会学特論	2	中国文化特論B	2	
		ジェンダー研究特論A	2	西洋文化特論A	2	
		ジェンダー研究特論B	2	西洋文化特論B	2	
		教育の基礎的理解 に関する科目	現代教育特論A	2	教育人間学特論B	
現代教育特論B	2		教育社会学特論A	2		
教育人間学特論A	2		教育社会学特論B	2		

中学校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

高校専修(公民)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目			
科目区分	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	倫理学特論	2	家族社会学特論	2	24
		現代思想特論	2	ジェンダー研究特論A	2	
		社会思想特論	2	ジェンダー研究特論B	2	
		政治哲学特論	2	ジェンダー研究特論C	2	
		社会哲学特論	2	ジェンダー研究特論D	2	
		情報経済特論	2	ジェンダー研究特論E	2	
		環境人類学特論	2	認知心理学特論	2	
		理論社会学特論	2	社会心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2	
		現代社会学特論	2	人間関係特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援 に関する理論と実践)	2	
		文化社会学特論	2			
		教育の基礎的理解 に関する科目	現代教育特論A	2	教育人間学特論B	
現代教育特論B	2		教育社会学特論A	2		
教育人間学特論A	2		教育社会学特論B	2		

高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

人間社会学専攻

高校専修(福祉)

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目			
科目区分	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単位 数	授 業 科 目 名	単位 数	本学における 最低修得 単位数
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	教科及び 教科の指導法 に関する科目	社会福祉特別実習	2	地域福祉特論A	2	24
		社会福祉援助方法特論A	2	地域福祉特論B	2	
		社会福祉援助方法特論B	2	公的扶助特論A	2	
		ソーシャルワーク特論A	2	公的扶助特論B	2	
		ソーシャルワーク特論B	2	社会保障特論A	2	
		ソーシャルワーク特論C	2	社会保障特論B	2	
		ソーシャルワーク特論D	2	社会福祉法特論A	2	
		児童家庭福祉特論A	2	社会福祉法特論B	2	
		児童家庭福祉特論B	2	福祉政策特論A	2	
		障害者福祉特論A	2	福祉政策特論B	2	
		障害者福祉特論B	2	労働生活調査特論A	2	
		障害者福祉特論C	2	労働生活調査特論B	2	
		障害者福祉特論D	2	健康福祉特論A	2	
		高齢者福祉特論A	2	健康福祉特論B	2	
		高齢者福祉特論B	2	社会福祉理論特論A	2	
		精神保健福祉特論A	2	社会福祉理論特論B	2	
		精神保健福祉特論B	2	地域福祉基礎特論	2	
		社会福祉運営特論A	2	社会福祉史特論A	2	
		社会福祉運営特論B	2	社会福祉史特論B	2	
		教育の基礎的理解 に関する科目		現代教育特論A	2	
現代教育特論B	2			教育社会学特論A	2	
教育人間学特論A	2			教育社会学特論B	2	

高校一種免許状に必要な単位に加え、24単位以上修得すること。

地域保健学域
看護学類

養護教諭一種免許状

【教育の基礎的理解に関する科目等の一覧（養護）】

施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育の基礎Ⅰ（思想と歴史）	1	1科目選択必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育の思想と歴史	2	
			人間形成論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育の基礎Ⅱ（社会と制度）	1	1科目選択必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育社会学	2	
			教育の法と制度	2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○教育心理学	2	必修		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	○特別支援教育概論	2	必修		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	○道徳及び特別活動の指導法	2	1科目選択必修
			総合的な学習の時間の指導法	2	
			総合的な学習の時間（概論）	1	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育方法学	2	必修
生徒指導の理論及び方法	○生徒指導論	2	必修		
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校教育相談 教育相談論	2 2	1科目選択必修		
教育実践に関する科目	養護実習	5	○養護実習指導	1	必修
			○養護実習	4	必修
	教職実践演習	2	○教職実践演習（養護教諭）	2	必修

※1 ○印は必修科目。

※2 CAP 制の適用については、「Ⅶ 「資格科目」のCAP 制適用について」を参照すること。

【教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目】

施行規則に定める科目区分等		本学で開設する授業科目		
科目	授業科目	単位数	備考	
日本国憲法	憲法	2	「憲法」2 単位もしくは「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」を合わせて4 単位いずれか選択必修	
	憲法Ⅰ	2		
憲法Ⅱ	2			
体育	健康・スポーツ科学概論	2	必修	4 単位必修
	健康・スポーツ科学演習Ⅰ	2	1 科目選択必修	
	健康・スポーツ科学演習Ⅱ	2		
外国語コミュニケーション	Academic EnglishⅢ	2	必修	
	Academic EnglishⅣ	2		
情報機器の操作	情報基礎（情報社会と情報倫理を含む。）	2	必修	

※1 「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」は、現代システム科学域専門科目。その他の科目は高等教育推進機構開設科目（すべてCAP 制の対象）。

※2 「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」を履修する場合は合わせて4 単位の修得が必要。

看護学類

養護教諭一種

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目						
科目区分	各科目に含める ことが必要な事項	最低修得 単位数	授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数	備 考	本学における 最低修得 単位数	
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	公衆衛生学A 疫学	1 2	公衆衛生看護学概論 —	2 —		29	
	学校保健	2	学校保健	2	—	—			
	養護概説	2	養護概説	2	—	—			
	健康相談活動の理論・ 健康相談活動の方法	2	公衆衛生看護学 I	2	—	—			
	栄養学 (食品学を含む。)	2	生化学A	1	栄養学総論	1			
	解剖学・生理学	2	解剖生理学A	2	—	—			
	「微生物学、免疫学、 薬理概論」	2	微生物学概論	1	薬理学	1			
	精神保健	2	生活支援看護学概論:精神	1	生活支援論:精神 I	1			
	看護学 (臨床実習及び 救急処置を含む。)	10	看護学概論	2	療養支援看護学実習:急性	3			
			基礎看護技術学 II	2	家族支援看護学実習:小児	2			
家族支援看護学概論:母性			1	カウンセリング論	1				
家族支援看護学概論:小児			1	家族支援論:小児 I	1				
基礎看護学実習 I			1	療養支援論:急性 I	1				
療養支援論:急性 II			1	—	—				

上記科目は、「学校保健」「養護概説」を除き、看護師の資格取得に係る必修科目であり、全てを取得することで、養護に関する科目および、大学が独自に設定する科目の全てを取得することが可能である。

地域保健学域
総合リハビリテーション学類
栄養療法学専攻

栄養教諭一種免許状

【教育の基礎的理解に関する科目等の一覧（栄養）】

施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育の基礎Ⅰ（思想と歴史）	1	1科目選択必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育の思想と歴史	2	
			人間形成論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教職論	2	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育の基礎Ⅱ（社会と制度）	1	1科目選択必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	2	
教育の法と制度		2			
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	○教育心理学	2	必修		
生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	○道徳及び特別活動の指導法	2	1科目選択必修
			総合的な学習の時間の指導法	2	
	総合的な学習の時間（概論）		1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育方法学	2	必修
生徒指導の理論及び方法	○生徒指導論	2	必修		
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校教育相談 教育相談論	2 2	1科目選択必修		
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	○栄養教育実習事前事後指導	1	必修
	教職実践演習	2	○栄養教育実習	1	必修
			○教職実践演習（栄養教諭）	2	必修

※1 ○印は必修科目。

※2 CAP 制の適用については、「Ⅶ 「資格科目」のCAP 制適用について」を参照すること。

【教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目】

施行規則に定める科目区分等		本学で開設する授業科目		
科目	授業科目	単位数	備考	
日本国憲法	憲法	2	「憲法」2 単位もしくは「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」を合わせて 4 単位いずれか選択必修	
	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ	2 2		
体育	健康・スポーツ科学概論	2	必修	4 単位 必修
	健康・スポーツ科学演習Ⅰ 健康・スポーツ科学演習Ⅱ	2	1 科目選択必修	
		2		
外国語コミュニケーション	Academic EnglishⅢ	2	必修	
	Academic EnglishⅣ	2		
情報機器の操作	情報基礎（情報社会と情報倫理を含む。）	2	必修	

※1 「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」は、現代システム科学域専門科目。その他の科目は高等教育推進機構開設科目（すべて CAP 制の対象）。

※2 「憲法Ⅰ」「憲法Ⅱ」を履修する場合は合わせて 4 単位の修得が必要。

総合リハビリテーション学類 栄養療法学専攻

栄養教諭一種

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目名	単位数	備考	本学における修得単位数
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	学校栄養教育論A	2	必修	4
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項					
	食生活に関する歴史的及び文化的事項					
	食に関する指導の方法に関する事項		学校栄養教育論B	2	必修	